平成２６年（フ）第２６号
函館市日吉町４丁目20番１号
債務者　木村　敏一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋293番地57　休屋団地３号
債務者　木村　　満
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８号
茨城県かすみがうら市稲吉東２丁目11番８号
債務者　安田智恵子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
千葉県成田市土屋128番地１
債務者　藤澤　　緑
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台６丁目14番７号
債務者　松田　昭興
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台６丁目14番７号
債務者　松田　陛恋
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県八街市富山1314番地2867
債務者　岩井　正幸
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１号
千葉県八街市富山1314番地2867
債務者　岩井幸子こと　ＩＷＡＩ　ＫＨＡＮＩＮＧ
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３６号
埼玉県秩父郡長瀞町大字岩田587番　医療法人社団医新会介護老人保健施設縄文の里長瀞倶楽部、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目５番地33
債務者　樋代　幸一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１号
埼玉県秩父市伊古田43番地
債務者　堀口　嘉隆
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１０２０号
堺市中区土師町５丁29番７―102号
債務者　江平　利貞
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
堺市南区若松台１丁４番４―402号、前住所堺市南区庭代台２丁１番７―410号
債務者　岡本　和代
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
堺市西区草部833番地７　ミルト・ヴィラＡ棟103号
債務者　笠井　　清
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
大阪府河内長野市木戸東町７番16―502号
債務者　井上　正吾
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
堺市西区浜寺元町６丁805番地３　シャルマンフジ壱番館106号
債務者　右田　利光
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
北海道名寄市字緑丘39番地62
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第２５号
北海道網走市駒場北４丁目３番12号、住民票上の住所北海道網走市潮見４丁目108番地Ｂ号３－１号室
債務者　今　華津子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係